

執筆者：

E-mail✉ [湯川 雄介](#)E-mail✉ [鈴木 健文](#)

※ 本ニューズレターは、2022年8月8日現在の情報に基づいています。

ミャンマー中央銀行(CBM)より、2022年4月に施行された強制兌換措置について、輸出業者に関する続報が2022年8月6日付でありましたのでお届けします。なお、同日付において、ドル・チャット間の公定レートは、1米ドル 1,850 チャットであったものが1米ドル 2,100 チャットとすることが発表され、2022年8月8日より施行されております。

CBMは、2022年4月3日付で Notification(Notification No. 12/2022)(「4月告示」)を公布し、国内居住者が国外から取得した外国通貨について、一定の例外を除いて1営業日以内のミャンマーチャットへの交換を強制しています(当該告示、及びその後の動向については、[2022年4月6日付のニューズレター](#)、[2022年4月8日付のニューズレター](#)、[2022年4月28日付のニューズレター](#)、[2022年5月27日付のニューズレター](#)、[2022年7月15日付のニューズレター](#)、[2022年7月20日付のニューズレター](#)をご参照ください。)

2022年8月6日付 Notification(Notification No. 36/2022)により、輸出業者は、輸出によって得た収入のうち、最低でも65%を、4月告示2条(すなわち、1営業日以内の交換強制)にしたがってミャンマーチャットに交換しなければならないとし、これに違反した場合には、外国為替管理法に定める法的措置の対象となるとしました。

そもそも輸出業者を含めたすべての事業者は1営業日以内に全ての外国通貨を交換することが強制されていたものであり、今回の Notification における65%に関する規制と4月告示の関係は必ずしも明らかではなく、輸出業者については例外的に35%については交換を不要とすることを意図しているのか、それともその他の取扱いを意図しているのか明らかではありませんが、引き続き、本規制の動向について注視が必要です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニューズレター購読をご希望の方は[N&Aニューズレター 配信申込・変更フォーム](#)より手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail✉](#)